六　リース保険契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項
七　リース保険契約の引受けに当たっての審査に関する事項
八　保険金の支払に関する事項
九　保険料等及び責任準備金の算出方法に関する事項
十　需要開拓支援業務の実施体制に関する事項
十一　法第二十六条の帳簿（以下単に「帳簿」という。）その他の需要開拓支援業務に関する書類の管理及び保存に関する事項
十二　需要開拓支援業務に関する秘密の保持に関する事項
十三　リース保険契約に関する苦情及び紛争の処理に関する事項
十四　区分経理の方法その他の経理に関する事項
十五　第十二条第二項の規定による支払備金の積立てを行う場合にあっては、その計算方法に関する事項
十六　需要開拓支援業務の公正かつ的確な実施を確保するための措置に関する事項
十七　その他需要開拓支援業務の実施に関する事項

（事業計画等の認可の申請等）

第七条　需要開拓支援法人は、法第二十三条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第六による需要開拓支援法人事業計画等認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　事業計画書
二　収支予算書
三　前事業年度の予定貸借対照表
四　当該事業年度の予定貸借対照表
五　前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2　需要開拓支援法人は、法第二十三条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第七による需要開拓支援法人事業計画等変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第八条　需要開拓支援法人は、法第二十三条第二項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、貸借対照表を添付しなければならない。

2　前項の収支決算書及び貸借対照表については、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けたものとする。

（区分経理の方法）

第九条　需要開拓支援法人は、法第二十四条第一号及び第二号に掲げる業務に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第十条　需要開拓支援法人は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一　普通責任準備金　収入保険料を基礎として、未経過期間（リース保険契約に定めた保険期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額。
二　異常危険準備金　リース保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額。

（帳簿の備付け等）

第十一条　法第二十六条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第二十条第一号のリース保険契約について、次に掲げる事項
イ　リース保険契約の申込みを受けた年月日
ロ　リース保険契約を締結した年月日
ハ　保険証券の番号
ニ　リース業者の氏名又は名称及び連絡先
ホ　保険料等の額
ヘ　リース保険契約に基づく損害のてん補の内容及び保険金の額
ト　リース保険契約の期間
二　法第二十条第一号のリース保険契約に基づく保険金の支払について、次に掲げる事項
イ　保険金の支払に係る保険契約の保険証券の番号
ロ　保険金の支払の原因となった事故発生の年月日
ハ　保険金の支払の原因となった事故の内容
ニ　保険金を支払った年月日及びその額

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ需要開拓支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3　需要開拓支援法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第十六条第一号において同じ。）を、需要開拓支援業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（支払備金の積立て）

第十二条　需要開拓支援法人は、毎事業年度末において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなければならない。

一　リース保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及び返戻金（当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。）のうち、需要開拓支援法人が毎事業年度末において、まだ支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額
二　まだ支払事由の発生の報告を受けていないがリース保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金及び返戻金の支払のために必要と認められる金額

2　需要開拓支援法人の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する保険金及び返戻金については、一定の期間を限り、業務規程に規定する方法により計算した金額を支払備金として積み立てることができる。

（資産の運用方法）

第十三条　需要開拓支援法人は、保険料として収納した金銭その他の資産の運用を行うには、次に掲げる方法によらなければならない。

一　国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券で政府が保証するものの取得
二　銀行への預金
三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

（業務の休廃止の許可の申請）

第十四条　需要開拓支援法人は、法第二十九条第一項の規定により需要開拓支援業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第八による需要開拓支援法人業務休廃止許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。